

○特集：  
**法科大学院に勤務して—法科大学院の現状と課題  
元裁判官の法科大学院教授の座談会**

平成22（2010）年9月17日（金）

学習院大学中央教育研究棟 11 階多目的室にて

【出席者】

- |       |  |
|-------|--|
| 岩瀬 徹  | 上智大学法科大学院教授（訴訟実務基礎刑事等担当）                           |
| 金山 薫  | 日本大学法科大学院教授（刑法等刑事系科目担当）                            |
| 河合健司  | 東京地方裁判所部総括判事（前司法研修所二部刑事上席教官）                       |
| 川上拓一  | 早稲田大学法科大学院教授（刑事訴訟法、刑事訴訟法総合ほか担当）                    |
| 栗原宏武  | 関西大学法科大学院名誉教授（刑法演習Ⅰ・同Ⅱ、刑事法総合演習、刑事模擬裁判、少年法、法曹倫理等担当） |
| 小林 充  | 北海学園大学法科大学院教授（刑事訴訟法ⅠⅡ、刑法演習Ⅰ、刑事訴訟法演習担当）             |
| 田尾健二郎 | 国家公安委員会委員  |
| 那須 彰  | 関西大学法科大学院教授（刑事法総合演習、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判担当）              |
| 羽瀨清司  | 東洋大学法科大学院教授（刑事系科目担当）                               |
| 龍岡資晃  | 学習院大学法科大学院教授（刑事法担当）《司会》                            |
| 中川武隆  | 早稲田大学法科大学院教授（刑事訴訟法合、刑事訴訟実務の基礎、刑事証拠法など担当）《誌上参加》     |
| 仲家暢彦  | 福岡大学法科大学院教授（刑事訴訟法担当）《誌上参加》                         |
| 廣瀬健二  | 立教大学法科大学院教授（刑事法演習、刑事実務の基礎ほか担当）《誌上参加》               |

**龍岡** 本日お集まりいただきました皆さんは、いずれも元刑事裁判官で、退官後、田尾さんが国家公安委員をされているほか、法科大学院で実務家教員・教授として、刑事関係の科目を担当しているわけですが、金山さんに幹事役をしていただいて、平成21年5月の裁判員裁判の運用開始を間近に控えて、現役の裁判官から実情等をお聴きするなどする、勉強会的な意見交換会を立ち上げました。平成20年6月20日に日本大学法科大学院で第1回を開催して以来、持ち回りで参加者の所属する法科大学院で開催し、東京地裁や大阪地裁の裁判官から、裁判員裁判の運用開始に向けての準備や実施の状況等について話をお聞きし、司法研修所の河合健司二部刑事上席教官から刑事系科目の司法修習生教育の現状等についても話をうかがうなどしてきました。今回は第10回目になりますが、平成16年4月に法科大学院が発足して6年余り、その修了者を対象とする新司法試験も今年で5回目となり、私どもも法科大学院の教員としてそれぞれにいろいろと経験をしてきておりますところから、法科大学院の現状と展望等について、実務家教員の立場から意見交換をし、お互いに法科大学院における教育や今後の在り方等について多少なりとも寄与することができればということでこの座談会を企画いたしました。学習院の戸松秀典法務研究所長とご相談をして、これを「学習院法務研究」誌に登載させていただくことにしました。よろしく願いいたします。

終了後は、今年完成したこの中央教育研究棟の12階にあります、本日から営業を開始した日比谷の松本楼経営の「ラウンジ目白」での懇親会を予定しております。

## 1 各法科大学院の特色、勤務について

**龍岡** 最初に、それぞれの法科大学院の実情、特色といったあたりからお話していただこうかと思います。

なお、本日は、以前司法研修所二部の刑事上席教官としてお話を

うかがった、現在東京地裁刑事第一部の部総括をしておられる河合健司判事にも参加していただいております。随時ご発言をお願いします。

川上 早稲田大学の場合は、文科省の設置基準に非常に忠実に制度設計され、未修コースが原則で発足いたしました。入学定員300名で、そのうち250名が未修、50名が既修という予定で、入学試験後に既修コース希望者に対して選抜試験を行っていましたが、既修コースの合格者が微々たるものでして、それを政策的に20名ぐらいにしまして2年生の各クラスに振り分けてスタートいたしました。ですから、カリキュラム全体が未修コース、3年コースを前提に組み立てられていて、これが特色であったのではないかと思います。ところが、ご案内の通り、新司法試験の結果のほうになかなかうまく反映しないという問題と、早稲田大学の学部出身の優秀な学生はほとんど他大学の法科大学院に行ってしまうという現象が続きました。そこで、完成年度が過ぎてから、制度改革ということでプロジェクトチームを作りまして、改革の構想を練りました。そして一昨年、一応固まりまして、昨年からは新しい入試制度とカリキュラムが動きだし、新しい制度になってから今年で2年目ということで、つい先日入試が終わったばかりでございます。

改革の成果はまだ未知数ですけれども、一番変わった点は、まず入学定員を300名から270名に減らし、既修を150名、未修を120名にして、既修を増やしました。去年はまだそれほどでもなかったんですが、今年はかなりその宣伝が効いたのか、志願者が当初予定していたよりも、既修・未修合わせて50%近く増えました。特に既修コースを受験する者が増えたということです。入試制度の改革と合わせて、カリキュラム改革等も行いましたが、その成果が出るのは早くも2年後ということになります。多くの法科大学院ではやはり既修にウェイトを置いており、司法試験の成果も上げているという客観的な事実がありますので、何とか追いつけるのではないかと

いう期待もしております。

法科大学院としての特色を申しますと、学生の人数が多いという点、それから法律実務基礎科目、展開・先端科目ないし隣接科目等につきましてもカリキュラムが非常にバラエティーに富んでいるということも挙げるができると思います。

**栗原** 那須さんもおられますが、関西大学の実情等について、私からお話いたします。法科大学院の設立当初、定員をどうするかという問題あったと聞いています。当初は100名でスタートさせるという考えでもありましたが、関西の他の私学、同志社、立命、関学がもう少し多い定員を予定されるということもあり、結局は、本学としても、法学既習者（2年修了）約70名、法学未修者（3年修了）約60名、合計130名を入学定員にするということになったと聞いております。

先程、早稲田のお話がありましたが、関西大学でも、多様な人材を法曹界へ送り出すというスタンスで、法学未修者の定員を多目に設定するというところでスタートしました。しかし、未修者が法科大学院を卒業して新司法試験を受けた結果が、平成19年の1回目も、平成20年の2回目も、あまり芳しくない、合格者が少なく、もう一つ成果が感じられないということから、純粋未修者の入学当初の学力はそれ程高くない、それを3年間の教育で新司法試験の合格ラインにまで向上させるのは難しいのではないか、このままでは本法科大学院卒業生の新司法試験合格率の低迷を避けたい事態になるのではないかとということが問題となり、結局、その後、法学既修者を80名、法学未修者を50名にするという見直しを実施することになりました。

**龍岡** 未修には純粋未修と隠れ未修とがあるということですが、社会人経験のある人がどれぐらい入っているか、それから、自校の大学の学部から進学して来る人の割合はどうか。

**栗原** 詳細なデータはいま手元に持ち合せていませんが、関大のロースクールでも、当初は、純粋未修といえる他学部の出身者、文学部、

社会学部、経済学部等の出身者もかなりの数おりました。初年度には、現職の医者、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの方も入学して来ていましたし、一部上場会社に長年勤務している社員で休職の機会を得て入学して来たという人や、裁判所書記官をしていた人、高校や中学の教員をしていた人、文学部で古今和歌集の研究をしていたというような人もいました。現職のお医者さんは、授業に出席することが難しいことなどもあり、途中で退学されてしまいましたが、公認会計士、司法書士、裁判所書記官をしていた人などは、無事卒業し、新司法試験にも1回で合格しました。古今和歌集の研究をしていた方も、二児の母親の身であり、在学中に第2子の出産もされましたが、予定どおり3年で卒業され、新司法試験にも1回で合格されました。しかし、それらの人とは反対に、授業についていけない、仕事との両立が難しいということで、途中で辞めてしまった人もいましたし、何とか授業についていけても、理解がいま一つということで、単位の取得も思いどおりにいかず、結局は留年をして、何とか卒業はしたが、新司法試験受験の受け控えを重ねる、受験はしたが合格には程遠いということで、受験をあきらめて就職をしてしまったという人などもあります。また、隠れ未修の人もおり、それらの中には、卒業の年の1回目の受験で見事に合格した者もありますが、卒業後に新司法試験を3回受けたが、結局は「サンシン」で終わって、よそへ行かざるを得なかったという者もいます。

入学者の出身大学についてですが、関大の法科大学院の場合、発足1年目の1期生は、教員スタッフの基準などの関係から阪大が法科大学院の設置を認められなかったことなどもあり、阪大の法科大学院へ行けなかったという阪大、京大、同志社、立命館、関学などの卒業生が本学の法科大学院に入学して来たという状況もあり、それらの他大学の卒業生の方が関大法学部の卒業生数よりも多いということでありました。早稲田や東大の卒業生もいました。しかし、

その後は、次第に状況が変わり、現在では、関大法学部の卒業者が主流ということになってきました。しかし、本学の法科大学院を卒業し新司法試験に合格した者の出身大学ということで見ますと、関大法学部卒業生が主流という状況ではなく、他大学の卒業生の方が多く状況であり、大学当局としては、そのあたりが一つの問題点です。

**川上** 早稲田の場合、早稲田の学部出身者は、以前は3分の1弱くらいだったんですが、ここ3、4年は半分くらいです。

**栗原** 関大の法科大学院では、A日程とB日程ということで、2回の入学試験を行っており、昨年度の志願者は816名、合格者は335名でしたが、実際に入学してきたのは128名で、ほぼ定員に沿う数の入学者が確保されています。しかし、当初は合格者数をもっと絞っているのですが、合格はしたが、実際には他大学の法科大学院に入学してしまい、本学の法科大学院には入って来ない。そこで、定員に見合う数の入学者を確保するために、合格点を下げて追加合格をさせるなどの措置をとったりしている状況であります。合格者335名は、追加合格させたものも含めた数ということです。奨学金を給付するなどの対策も講じていますし、東京にも試験会場を設定したりしていますので、応募者は多い状況です。早稲田や中央の卒業生もいますし、東大生も受験していますが、結局は、合格しても入学して来ない、この辺が問題点ですね。

**岩瀬** 上智は、定員は、昨年度までは、3年生標準コース50人、短縮コース2年制50人の100人でした。今年度は、未修の1年生を45人にしており、今後の定員減は、標準コースを減員することで対応すると聞いています。上智の場合、かなり志願者はいるわけです。それでも定員の倍ぐらい取っている。それでも埋まらないので、追加合格をさせる。国立大学の合否が決まらなると、私立大学は合格者を決めるににくい。私立の多くの大学でも苦勞されているようなことをやっていると思います。

入学者は、上智大学の出身者が一番多いのですが、2割なんぼぐらいだと思います。社会経験のある人は、6年前のときの未修コースでは、バラエティーに富んだ職歴の人とかがずいぶんおったわけですが。それが全く今ゼロになったわけじゃないけれども、比率的にはどんどん少なくなって来ている。既修でも前は他の経験をしてきた者の割合は、今よりはずっと比率が高かった。今はもう既修っていうと、だいたい学部卒業してそれほど経ってない人か、あるいは社会経験のほんの短い期間の人だけというような感じです。未修でも隠れ既修っていうのもいるのかもしれませんが。いずれにせよ他学部出身者はいるとしても、社会人経験を豊富にこなしてきたという人は相対的には減っている。

**金山**

日大は、合格者数は20人一寸いますけど、合格率はいつも1割ちょっとですので、首都圏では低い方です。定員自体は、50、50で100人。今年の入試から、既修が50人のままで、未修は30人ということで、他大学の傾向に合わせることになるんですけども。入試はこれからです。基本的には、入試のレベルや合格率と言うと、首都圏の中では低い方に属していますが、出身大学としては日大が3割程度。問題は、日大法学部の成績のいい人たちがうちの学校に来ないということです。そういう意味では、私学としては、自分の学校出身者が来ないというところに問題がある気がしています。いわゆる純粋未修は、年々減って来てるっていう感じですね。純粋未修の方は、非常に両極端でして、法学の勉強を初めてやってうまく溶け込んでいい成績を取る人もいますが、年々少なくなってきた。他方、なじめずに退学して行く、あるいは卒業はしたけれども受験でパスしない人たちが増えてきた気がしますね。

**川上**

早稲田の場合、先ほど申し上げた入試制度の改革により、入学者の選抜段階で未修コースと既修コースに分けるようになりました。既修コースの場合は、憲法、民法、刑法が論述試験で、両訴訟法を含む3科目は短答試験をやり、面接なしで、試験の総合得点が上位の

方から合格としています。上位者の中にはかなり高得点者がいることは間違いのないのですが、これらの人が皆残ってくればいいんですけれども、より新司法試験の合格率の高いところへ流れていくようですね。

**那須** 関大でも同じことがいえると思います。先程の栗原先生のお話のとおり、A日程B日程とありますが、A日程は、上の方の人が他大学に逃げてしまう傾向があり、そこを何とかしようと、A、B日程の他にさらにS日程というのを設けたのですが、やっぱりなかなかうまくいかないようです。このように、法科大学院としては、できるだけいろんな、優秀な学生に入学してもらおうと努力をしてきてはいるのです。

**龍岡** どの法科大学院も、入学志願者の競争率を高め、優秀な学生を入学させたいと色々努力をしていますが、現実にはなかなかそういうふうになってきていないようですね。

**栗原** 公表されている資料によれば、関大の法科大学院入試の合格者は、関大の学部生が71人、同志社が38人、関学は28人、大阪市立が27人、阪大が16人、中央大学が15人、神戸大学が13人、京都大学が12人と、こんなところで、関大出身者が一番多い状況です。成績のいいのは、よそへ流れてしまうということはあります。

**羽瀨** 東洋大学も、基本的には、金山さんが説明されていたのとはほぼ同じで、今いろんな面で苦慮しています。定員50名だったのですが、40名に減らし、一昨年までは定員に達し、定員以上の応募者があったんですけど、去年から激減し、非常にショックでした。司法試験合格者の人数ということもありますけど、そのほかに、学校に魅力、他の大学とは違った魅力をPRして応募者を増やすということが、私の個人的な考えですが、最大の関心です。3年ほど前から、東洋大学法学部の学生の応募にターゲットを置いてということで、教員4名ほど、2年生と3年生の学生を対象にして、将来法曹を目指す学生が学部のとときにどういうトレーニング、勉強したらいいかという

ことで、憲法、民法、刑法、商法の基本4科目について、基本的な部分を教えて来ました。最初は10名前後だったんですが、今年は15名から20名近い学部の学生がその授業を取りました。去年あたりから、学部の学生で東洋大学の法科大学院を受験する学生が増えました。これは好ましいんですけども、東洋大学の法科大学院に合格しても、他の法科大学院に合格しますと、他の法科大学院に行ってしまう。東洋大学法科大学院を選べばこんな良いところがあるんだということを力説しているんですけども、まだ通じませんね。学部のほうの指導はかなりできてきていますが、それが結果に結びついていない。東洋大学の場合、数字にも表れていますが、特徴的なのは、純粹未修者の実力で、合格率が低い。非常に細かい指導をしております、新司法試験合格者で弁護士になっている方が中心になって、アドバイザーとして、個別に指導し、我々もそれに参加してやってるんですけど、なかなか結果が出ないというのが現状です。今日は、皆さんの方でこういう工夫をしたらこういう結果が出たというのがありましたら、参考にさせてもらいたいと思います。

**小林** 私が勤務しております北海学園大学は、札幌市のマイナーな法科大学院でして、定員は30名、来年から25名に減らすということになっております。既修者、未修者のほか、昼間働いている人に対して、夜間部である2部を設けております。内訳ですけれども、全体の中で既修者が5名ぐらいで、あとは未修者です。未修者のなかで2部が5人から10人ぐらいという構成になっております。有名大学の出身者は少なく、熱意はあるのですが、学力のレベルということになりますと、全体的にそう高いとはいえないと思っております。

**龍岡** 学習院の定員は、既修50人、未修15人の合計65人だったのですが、今年から既修を35人に減らして、未修の15人と合計50人の定員にしました。人数的には、学生と教員との間が近く、お互いに顔が見えるぐらいのちょうどいいぐらいの規模かなと思います。入ってく

る人を見ると、私が学習院に来た当初は社会経験のある人が結構おり、私が教えた中にも、会社を定年になってから入学してきた、年配で落ち着いた学生がいましたが、非常に熱心に勉強をしていました。最近はそのような人が少なくなってきています。学習院の法学部あるいは他の学部から法科大学院に進学してくる人は、非常に少なく、せいぜい1割くらいで、あとは東大、早稲田、慶応、中央などいろいろな大学から来ていて、バラエティに富んでるといえる点が特色のような気がします。いい学生、意欲のある学生が入ってきてもらいたいと、入学試験でもいろいろ工夫し、時期も少し早めたりとかいうことをやっているのですが、先ほどお話あったように、来てくれたらいいなと思う人が国立とか、その他に抜けていくというような印象があります。繰上げ合格もやっています。意欲のある、資質のよい学生の確保が非常に大事なことだと思います。

**【廣瀬】** 私は、立教に勤務したのは創設2年目からですが、立ち上げについても種々相談は受けていたので概略は知っています。立教については、最初は未修40名、既修30名でしたが、同数にしたりしてきましたが、今年から5名減らして、未修30名、既修35名にしています。立教大学の上位の学生が他大学に行く、合格者の上位が東大、一橋、早慶などに行ってしまうことなどは共通した悩みです。

**【仲家】** 私は、福岡大学に勤務していますが、沖縄を除く九州の法科大学院は、国立が九州、熊本、鹿児島島の3校、私立が西南、久留米、福岡の3校で、私立はいずれも福岡県内にあります。福岡大学は、設立当初は定員50名で、うち既修コース若干名でしたが、現在定員は30名で、ほとんどが未修者です。最終合格者は、ここ3年間で10人、7人、8人です。学生の質については、私自身教員になって1年足らずでよく分かりませんが、先輩教員の話では、発足当初の方が、能力・意欲とも高かったということです。九州では、九州大学以外は、入学志願者の数が減りつつあり、1回の募集だけでは定員を確保できないのが実情のようです。福岡大学でも、学生の確保が大きな課

題になっています。

## 2 法科大学院の教員としての感想

**龍岡** 次に、法科大学院で教えて見ての感想をうかがいたと思います。

私自身、法科大学院にお世話になって、そう長いわけじゃないんですけど、裁判官から大学というのは、かなり違いますが、ある面では経験が生かせるという意味で、延長線とまではいかないけど、比較的入りやすいところかなという気はするんですが。小林さんが一番長いので、いかがでしょうか。

**小林** 先ほど申しましたように、熱意はあるのですが、学力のレベルは全体的に高いとはいえない、これをどのようにレベルアップするかについて苦勞しております。それから、夜間の2部の学生は、欠席も比較的多く、別の面での苦勞もあります。ただ、授業について裁判官としての経験を生かし、しかも分かりやすく説明するということが心がけているつもりです。

**栗原** 私が法科大学院にお世話になったときには、法科大学院がスタートして半年が経っていたんですが、まだその当時は、学生がみんな何か理想に燃えていたというのか、意欲に燃えていたというのか、志を持って入ってきていて、ずいぶん勉強をしていたですね。夜も10時まで、図書館、資料室、自習室を閉めるその時まで皆残って勉強している、休みの日でも登校して来たりしていたというような状況でした。そういう中で授業をやるということで、準備にずいぶん時間をかけることになりました。私も、裁判官時代は必要に迫られて勉強するというはやっていたんですけど、体系的に勉強するというようなことはあまりなかったので、教えるという立場になると、やっぱり、もう少し見直してみないといけないというようなことで、苦勞しました。特に、最初、私は、裁判官時代の延長でいけるのか、訴訟法を担当するのかと思って行ったら、そうじゃなくて、実体法の担当ということになりました。刑法を中心に担当ということ

になったので、ずいぶん戸惑いました。しかし学生がそうやって熱心に勉強をしているので、何とかそれに応えるということで、自分も一生懸命やらないといけないと思って、授業の前には、それこそ徹夜をして準備をする、そんなことで最初はずいぶん苦労していました。自分自身の力不足を感じるという状況でもありました。しかし、その後は、法科大学院の学生は、当然のことですが、法曹を目指して勉強をしている、研究者になろうと思って勉強をしているわけではない、そうであれば、もっと実務のことを念頭に置き、実際の事件処理をどのようにするのか、実体法の問題であっても、そういう視点で捉えないといけない、学生に対して、そのようなことを言いながら、授業を進めるようにしてきました。そうして、実務の話などをしますと、学生もずいぶん目を輝かせてというのか、それに乗ってくるというようなことがありました。研究者教員(学者)の皆さんも同じ科目の別クラスの授業を担当しておられるのですけど、ご自身の学説に従い、外国の学説もこうだということで授業を進められる。学生は、外国の学説のことを説明されても、あまり理解できない、学説の立場からは理論的かもしれないが、与えられた問題の解決とどのように関係してくるのか分からないというようなことで、クラスの担任ではないのに、実務家教員であるということで、事件の解決という観点からは、どのように考えればよいのか、先生の授業ではどのように説明しているのか、というようなことを、私のところへも、よく質問に来るということが多かったのです。私自身は研究者教員の皆さんの授業を聞いているわけではないので、質問の趣旨を理解するのも苦労し、そうした質問にはずいぶん時間を取られました。しかし、頼ってくる学生に対して、そのような質問には応じられないということもできないので、苦慮することが多く、力不足の私は、これはもう全力投球でやらないと務まらないというような思いで、やってきました。そういう意味で、裁判官がロースクールとはいえ、大学に入って教鞭を取るというの

は、ずいぶん大変だというのが正直な実感でした。その後、だんだん慣れるにしたがって、少しずつ、更にこうすればいいなというようなことも分かってきましたが、当初はもう四苦八苦という状況でした。そのような状況でしたが、私は、やっぱり、終始、空論に走るな、実際の事件を解決するという観点に立って、事実を重視した刑法の勉強をなさい、与えられた事実関係を良く吟味し、その中にどのような問題点があるのか、それを発見し、その問題点については、どのように考えればよいのか、検察官の立場に立てばどうなるか、弁護人の立場だとどうか、そういうことを自分の頭で考えなさいということを繰り返して促すというようなことで対応をしてきました。主観的には一生懸命やってきましたが、客観的には何とかこなしてきたということにすぎないかもしれません。

龍岡

私も栗原さんと同じで、当然手続法と思っていたのですが、前任の佐藤文哉教授が刑法を担当しておられたので、刑法を引き受けることになりました。今年から刑訴法を担当しています。実務家としては手続法の方がやりやすいように思いますが、法科大学院では、実体法も実務家が教えるというのも意義があるのではないかと考えています。

金山

私は、未修の1年生約50人の刑法総論を担当していますが、2クラスあるんで、1クラスが研究者教員、1クラスが私です。学生たちから言うと、やっぱり研究者教員はどうしても自分の説を、いかに合理的であるかという説明が多いというんですね。私は、実務的にいうと、あまり議論の余地がないというか、あまり実用性がない部分でいらないと簡単に説明し、使える議論をしましょうというような、教え方をするんですけども。恐らく出発点が違うんじゃないかと思うんですね。やっぱり学者の方は、自分の説が首尾一貫していて、論理的な整合性があるんだというところを、どうしても頭から抜け切れないと思うんですけども。我々は、事案があって答えがこれで、その理由付けを考えるんだという、その出発点が違うよう

な感じがしますね。

**龍岡** 学生のほうは学部で、研究者の先生から教えてもらってきているから、そちらのほうが入りやすく、聞きやすい、そういう傾向はないですか。私はちょっとそういうところあるかなという、印象を持ったんですけどね。

**金山** うちの学生は、あんまりそういうところはない、というよりも、ちゃんと本を読んでない学生が多いんですね、実は。何を読んでいるかという、予備校本であるとかですね。それで逆に、著名な学者のきちんとした基本書を読みなさいとか指導するんですけども。学生のレベルの問題があるかもしれませんけれども、基本書を読んだうえで、実務的な観点から説明すると、一番いいと思うんですけども。そういう形では、本当は実務家と研究者が、両方講義をするのが一番いいかもしれませんが、なかなかオムニバス方式はうまくいかないみたいですね。

**龍岡** 私も刑法を教えるときには、刑法理論というのも、実務に通用するような理論じゃないと、実務家としてはどうにもならない、学説で何々説ということで一貫するのも、それはそれでいいんだけども、実務家として立つという以上は、そこのところをきちんと頭に置いてやらないという話をしていますが、それを理解してもらうまでに、やっぱりちょっと時間がかかる。例えば、極端な例ですと、「私は何々説ですから、判例には反対です。」と言って、それ以上議論をしようとしめない、という感じの学生がいました。実務家の教員と研究者の教員と一緒にその辺を議論したら、理解しやすく、分かってくれるかな、あるいは、逆に混乱するかもしれないかな、というようなことを思ったりしました。

岩瀬さんも川上さんも、法科大学院がスタートしたときには、もうすでに法科大学院におられたんですね。

**岩瀬** そうですね。定年前に退官して、ロースクール発足と同時に教壇に立ったっていうことですね。ただ、このロースクールをどういう理

想で、どうするといったことには、私は全然関わってない、行ってすぐ教えるっていうふうな感じでしたね。

**川上** 私も同様ですね。私も法科大学院のスタートと同時に大学に移りましたが、実はそれ以前の立ち上げの準備作業をしていた段階から、刑事訴訟法関係の法律基本科目、実務基礎科目、展開発展科目等に具体的にどのような学科目を配当するか、また、これらの学科目のバランスをどのように定めるなどの議論に参加する機会がありました。そうした準備作業の中で、実務基礎科目の設置については、以前司法研修所にいたときの前期修習、後期修習のカリキュラムの編成などが役に立ったように思います。

**岩瀬** 実務家のいいところは、何か訴訟法と実体法が、全然別々にあるっていうわけじゃないような形で教えるだけの、それだけの経験も積んでる面もあるから、それ自体は私も否定するわけではないのですが、ただ、こと私に関していうと、上智大学自体が刑法のスタッフ自体が、かなり理論家としてもそれなりの方がいますからね。何か要するに私が入る余地もない。そういうことで、今は実体法にはかかわってません。ただ、他方でちょっと違う話になっちゃうかも知れないのですが、上智の場合はですね、50人、50人の100人規模で、そのぐらいの規模だと、授業にはそんなたくさんのメニューとかは置けないんですね。早稲田などはいろいろな選択科目があると思いますが、上智の場合も、環境法とか国際取引法とか、そういったいくつかの分野ではそれなりの選択科目があるけど、刑事法に関していうと、実務科目としての訴訟実務基礎、模擬裁判、あとは理論科目以外にはない。例えばほかの大学にある少年法とか、刑事学的なものとか、刑事政策とか、そういう分野のもの、一切ないですね。そういう意味では、もう非常に割り切れてる、シンプルなんです。それで、他方で、私の担当というと、訴訟実務基礎刑事、模擬裁判刑事、刑事実務、法曹倫理、リーガル・クリニック、それから理論科目として、刑事法総合と刑事訴訟法基礎がある。この最後の刑事

訴訟法基礎以外はですね、要するに共同担当でやるんですね。その共同担当のやり方としては、最初のころは、まさに共同担当でやってたときもあったんですね。だからさっきの話の関係で言うと、刑事法総合なんか、刑法の先生の授業にも僕も出て、ちょっとひと言ぐらい言ったときもあったんですよ。しかし、なかなかほんとの意味の共同担当っていうのは難しく、だんだんオムニバスになっちゃったわけですね。皆さんとまたちょっと置かれてる環境が少し違う。ただ、今日皆さんの話をうかがって、もう少し共同担当のよさを生かす工夫をすべきであったかと思っています。それはともかく、そういう過程のなかで、いろいろ私自身も、実体法じゃなくて手続法を教えたって、要するに刑事訴訟法でいろいろ議論をされてる場面と、実際の実務は少しずれるという意味じゃあ、一通り全部勉強し直したみたいなことだし、今でも、いつも授業は緊張感を持ってやっています。ある意味で、先ほど来言われてる学生の質が悪くなっていればいるほど、教えることの難しさを痛感しています。

**龍岡**

それから小林先生、岩瀬さん、川上さんも、司法研修所の教官をやっておられますね。金山さんも、書記官研修所（現最高裁判所職員総合研修所）の教官をやっておられた。私は教官の仕事をしたことがないので、教えることの難しさを非常に感じています。教官の経験のある方の方が、わりとスムーズに入っていけるんじゃないかなと思います。

**岩瀬**

それはそうかもしれないですね。ただ、私がしていた司法研修所の一部教官は、一定の質を保っている裁判官が相手なので、だいたい焦点は合うんですね。ところがこの今の40人、50人の学生には、かなりできる人は間違いなくいますが、全部がそうではない。自分で考えるといったって、やっぱり基本になるのは判例とかの知識ですよ。ただ単にそれを棒読みで覚えたって、全然使えない。その知識のもととなる、何ゆえそうなるのかということが分かると、応用も利いてくる。我々は、知識をある程度与える、できる人はそれ

が自分のなかで綺麗に整理されるわけだけど、できの悪い人は知識が宇宙遊泳してしまう。それを集合教育の中で、どうやってその人の水準に合わせるか難しい。ある程度合わせないと、無駄なことやってるような気がする。いろんなことに興味持つのもいいけど、ひとまず置いて基本をがっちりやれとかね、もう少しマンツーマン的にやっていかないと、空回りしてる感じがすごく強い。

**龍岡** そんな感じですね。最初はどのあたりをターゲットとして授業をしたらよいか、よくわからない。基本が大事だと思い、基本を一所懸命やろうとすると、優秀なのが遊んでしまい、不満を持つ。少しレベルを上げると、付いてこれないのも出てくる。研究者の教員の皆さんに聞いても、そうなんです、試行錯誤ですね、ということをおっしゃられる。

**川上** 先ほども申し上げましたが、私は平成16年4月法科大学院発足の時に大学に参りました。3月末日まで裁判所で仕事をしておりまして、授業の準備等は全くできていない状態でした。それでも、春学期は学部の講義とゼミ、それに大学院法学研究科（研究者養成）の授業だけでしたので、自転車操業でしたが何とかやることができました。しかし、秋学期から法科大学院で刑事訴訟法を始めとする担当科目の授業が始まると、夏休みにある程度準備していたとはいえ、授業準備に相当の労力を採られ、徹夜を余儀なくされることもしばしばありました。しかし、こうした授業の準備を通じて判例集を第一審判決から読み直したり、実務をやっていた当時は読みたいと思っても目先の事件処理に追われて読むことができなかつた論文等文献を調べる機会を得ることができ、大変勉強になったと思っております。それから、ただいまの話題にも関連しますが、私は3個所で授業を担当しているせいか、法科大学院の学生特に1年生の中には、法律を学ぶということの意味がしっかり分かっていない者が少なからずいるということに気付き、驚かされました。

**【中川】** 私は、2年生の必修科目の刑事訴訟法総合、刑事訴訟実務の基礎、

3年生の刑事証拠法、刑事手続法応用演習、模擬裁判を担当しています。その中で、同じ判例を素材として取り上げることも多いのですが、学生にマンネリ感を与えず、その段階の理解に応じて興味を持って学習してもらうにはどうしたらよいか、悩みはあります。

**【廣瀬】** 立教も中ぐらいのところですので、一部できる学生はいますが、学部で学ぶべき基本的な知識が十分でない学生やきちんとした勉強の仕方が身につけていない学生も多いと感じています。6年目になりますが、最初、刑法の演習中心であったのが、刑訴の講義中心に変わったこともあって、教え方、カリキュラ、入試など試行錯誤の連続です。しかし、より構造的な問題として、本来、専門職大学院ですから、自学自習の時間を確保すべしという理念はわかりませんが、教えるレベルも上がり、範囲も増えているのに、授業期間やコマ数が厳しく制限されている、一部の上位校は違うかも知れませんが、学生の大半は、想定外の低学力であるという現状では、教員が工夫・努力するだけではうまく力をつける教育は難しいと感じています。

**【仲家】** 私は、必修科目である1年生の刑事手続基礎論と選択科目である2年生の刑事手続演習を担当しています。法科大学院で刑事訴訟法を教えるということで、体系的に勉強したことがなく、大変不安でしたので、裁判所にわがままを言って定年の4か月前に退官して準備をしたのですが、やはりそれでは不十分で、今に至るまで授業の準備に苦勞しています。1年近く経験しただけの感想ですが、刑事訴訟法について、法学部出身者以外の学生は当然として、法学部出身者も、あまり勉強していないようです。やはり未修の1年生に対しては、教科書に沿って基本をきっちりと教えたほうが良いのではないかと考えています。

### 3 研究者教員と実務家教員

**龍岡** ここで、私ども実務家教員と研究者教員との関係について、お話をうかがいたいと思います。

**小林** 私の担当する刑法演習は、判例を素材とする具体的事例に基づいて討論する形式を採っていますが、そこでは、具体的な結論の妥当性を常に考える実務家の思考形式が、理論体系との関連で問題を考える学者とは若干違った面があると思います。その違いを学生に理解させるということは、司法研修所教官の経験の有無を問わず、実務家の出身の教員に期待されるところかと思えます。実務家出身の教員と研究者出身の教員と一緒に授業を行うということも考えられると思いますが、すべての大学でそれを行うというのは、いろいろな面で困難があると思います。

**龍岡** そうですね。私は、刑事判例の研究をする刑事法演習を西田典之先生とやってるんですけど、これはまた面白いですね。判例研究ですから、主として実務的な観点から理論的な問題のあるものを取り上げてやっていくんですけど、西田先生が理論的な面からいろいろと問題点を指摘され、学生にもどんどん質問をし、理論的にきちんと説明される。ときには私と議論をする。実務と学説とではぶつかる場所もあるわけですが、そのような議論をすることで、何が問題かというのが浮き彫りにされる。学生のほうは、非常に面白がって、一所懸命聞いている。かつてこのような授業の構想を研究者教員の方に話したことがあるのですが、学生がついてこれますかねということを言われました。コストや教員の時間的な制約もありますし、先ほど話がありましたように、研究者と一緒にやるのは、なかなか難しいところはあるとは思いますが、しかし、できるならば、実体法も手続法も含めて、研究者と一緒に教えることができれば、法科大学院らしい教育として非常にいいんじゃないかと思っています。

**栗原** 私も、先程も言いましたように、刑法総論の演習も各論の演習も担当していますし、他に刑事法総合演習の実体法の部分も受け持っています。法科大学院の学生は、何を目的に勉強するのか、研究者になろうと思って勉強してるんじゃなく、実際の事件を処理するに当たって、裁判官として、検察官、弁護士としてどう取り組むか、こ

ういうケースがあって、このケースの中に、実体法の問題として、  
どういう検討を要する問題点があるだろうか、ということを常に考  
えることが大切である。例えば、研究者の皆さんの中には、共謀共  
同正犯に消極的なお考えの方もおられます。しかし、それでは実務  
を進める上で無理があるというか、容易に通用しない。この点は、  
共謀共同正犯を前提にして考えないといけない。研究者の皆さんの  
発想と同じようにやっていくというわけにはどうもいかない。し  
かし、同じ科目を研究者の皆さんも担当しておられるので、必要に  
応じて、その先生の教科書にはこう書いてあるということをも説明  
し、そのことをも参考にして考えなさい、というようなことでやっ  
ているんですけどね。そういう意味では、小林さんが言われるよう  
に、やっぱり研究者として刑法のケースを見るんじゃなくして、実  
際の事件の解決としてはどうか、研究者の見解によれば結論はこ  
うなるけど、その結論でいいんだろうかというようなところを考えさ  
せるということで授業を進める。答えは言わない。正解はいろいろ  
ある、この事件をどう解決するかは、最後は自分の考えや決断だ、  
しかし、その前に、両方の見方があるということを押まえて「考える」  
ということを求める。これはやはり実務家の視点でないと難しい  
のではないかと。研究者の皆さんは、ご自分の学説で考えを押し進  
めていく。だから、その学説についていくことができないという学  
生、そちらのクラスの学生が、僕らなんかにも質問に来るのだと思  
われます。実務家の視点というのは、学生は非常に関心を持って見  
ていると理解されます。

人にもよるとは思いますが、一般的には、質問は、実務家の教員  
の方がしやすいみたいです。研究者の教員に聞きに行くと、「ドイ  
ツでは、こうや」とか、「そんな基礎的なことも知らないのか」な  
どと言われたりして、学生は戦々恐々としてしまう。そこで、こ  
ちに質問に来るのではないかと思います。

**龍岡** 小林さんも、岩瀬さんも言っておられました、刑法などの基本的

な科目で講義を中心とする授業では、実務家教員と研究者教員と一緒にやるというのは、効率的でもなく、やはり難しいかもしれませんね。

**栗原** その点、私どもの法科大学院では、「刑法」では、担当者を変える、できるだけ同じ者が総論も各論も担当することはしないように配慮しています。学生は、総論か各論のどちらか一つは、研究者と実務家の両方の担当者に当たるように組み合わせを考える、という方針でやってはいますが、3クラスになってくると、そういうわけにはいかない場合もあります。

**龍岡** 学習院では、実務家の検察出身、今年からは検察官の派遣教員と、弁護士の教員と裁判官出身の私と3人で、必修科目の「刑事実務」をほぼオムニバス形式で、選択科目の模擬裁判を中心とする「刑事法総合」を共同で、やっています。実務家の教員は、多忙でないわけではないのですが、非常に積極的に熱心に取り組んでいただいています。時間の調整や負担の問題、コストの問題などさまざまな隘路があるとは思いますが、実務家三者だけでなく、研究者と実務家との共同授業は、法科大学院らしい授業ではないかと思いますが、どうでしょうか。

**栗原** 理想はそうだと思います。私どもも、「刑事法総合演習」の授業ですが、派遣の検察官が訴訟法の部分を受け持ち、私が実体法の部分を受け持つ授業でありましたので、はじめは、二人と一緒に授業をやっていたのですが、年度の途中で、他のクラスを担当しておられる教員から、「一つのクラスだけが、二人の教員と一緒に教室に入って授業をやるのはどうか。」というクレームがついて、「オムニバスでやってくれ。」ということになりました。

**那須** 関西大学の場合は、民事法総合演習、刑事法総合演習という科目があるのですが、刑事法総合演習は、一つの設題を、刑法の観点からの問題と、訴訟法の観点からの問題とを組み合わせ設定して授業を行っています。民事法総合演習も、基本的には同じ発想で二つの

民刑の総合演習という科目が作られている。それで、民事法総合演習の方は、現在の実情の詳細は把握してはいないのですが、実体法の教員と手続法の教員が、共同してその授業に出て、実体法ときには実体法の先生が中心になって進行していくけれども、そこに手続法の先生も入って、共同して授業を行っていくという形でやっておられるクラスもあるようです。これに対し、刑事法総合演習も、一部では、実体法と訴訟法の教員と一緒にやっていた時期もあったようですが、私がお世話になったころには、既に、全クラスで、それぞれが独立に授業を行なっているという状況になっていました。

**【廣瀬】** 私は、実務家のほか、研究者教員にもなっており、演習のほか、刑事訴訟法、刑事政策、少年法などは講義をしていますし、研究者の先生方とのお付き合いも長いので、その気持ちもある程度分かります。協同授業は、刑法の演習や総合演習でやっており、分担はしますが、授業には双方同席して補足コメントするのを原則にしています。しかし、研究者・実務家が相互に学ぶ気がないとやはりうまくやっていくのは難しいと思います。また、各自の人柄や力量も大事だと思います。この点は、実務家の協同授業でも同じことで、法曹三者それぞれの見方で補足コメントができればそれも有用だと思いますが、組み合わせによってはうまくいかなることもありました。

**【仲家】** 福岡大学では、刑事に関する限り、実務家と研究者と一緒に授業をすることはありません。昨年1年間では、刑事訴訟は、私と派遣検察官の2人が担当し、研究者が刑法を担当しています。刑事訴訟法も手分けして教えていますが、ただ、1年生前期の刑事手続論(捜査)については、私が派遣検察官の授業に同席し、令状関係だけは私が担当するという方法で授業をしました。私が慣れるまでの臨時的な措置ですが、他の教員の授業を見るというのは大変勉強になるというのが実感です。

#### 4 司法研修所教官から見た法科大学院、研究者教員と実務家教員

**龍岡** このあたりで、河合さんからもお話を伺いたいと思います。司法研修所の教官から見てですね、出身の法科大学院によって、特色といったものを感じられることはありますか。

**河合** 私はロースクールの第一期生である新60期から司法研修所の教官として刑裁裁判科目を担当しましたが、既修者の1年目である新60期生と純粹未修の1年目である新61期生の質はかなり良かったという印象をもっています。意欲がありまして、非常にモチベーションの高い人が集まっていたので、我々教官も刺激を受けたという感じだったですね。新62期になりまして人数も増えてきましたが、どこのロースクール出身者でも、モチベーションの高い人はやはり優秀ですね。最初研修所に入ったときは、何だこいつはと思った人でも、モチベーションが高いですから、1年間という短期間でも力がどんどん伸びます。ただその一方、司法試験の合格者が1800名とか2000名となると、その中には、研修所に入っても力がなかなか伸びない人が一定割合いるのも事実です。そういう人の多くは、予備校本で勉強したのみで、基礎力や法律の体系的な理解ができていないものですから、結局修習で何をやっても身につかないんですね。だから、どんどん皆から置いて行かれてしまうことになります。

新62期でも、純粹未修の人の中には、実務法曹になる意欲をもって高いハードルを越えて来たわけですので、これはすごいなっている人が何人かいます。

**龍岡** 未修者で1回で試験を通って行くような人は、やはり相当のモチベーションもあるし、力もあるんですね。

**河合** ええ。これまでの旧試験合格者には見られなかった非常に質の高い人がいます。そういう意味ではロースクール制度というのは非常に良い制度ですが、ただそういう人がなかなか通りにくい試験になりつつあるようで、そこは残念に思っています。

**龍岡** 法科大学院の教育の仕方に、やっぱり問題があるんじゃないかと感じられることはありませんか。

**河合** 質問とずれるかもしれませんが、修習生の中には、実務法曹になるという目的意識を持って司法試験を受けたんだらうかと疑問を持つ人もいますね。頭が良いだけで受かって来る人も一定数いるわけです。そういう人は、勉強をすればロースクールに合格するし、司法試験にも合格する。じゃあ、あなたはどのような法曹になるのかと聞くと、あまり考えていませんという答えが返ってくる。受験が目的化してしまいその先を考えていない。そういう人は、修習意欲が低いですから成績が伸びず、中には二回試験に合格しない人もいます。そのような人をロースクールに入学させ、司法試験に合格させて良いのかと疑問に感じる場合があります。

**栗原** その関連で言いますと、二回試験も3回までということに変わったわけですが、その3回目でも駄目ということになった人が出ているのでしょうか？

**河合** はい。

**栗原** それは、もともと司法試験に通ったのが間違いだったということになるのでしょうか。なぜ3回も二回試験に落ちるのか、そこを聞かせてください。

**河合** 二回試験に3回落ちるとするのは、法曹としての基本的資質がないと言わざるを得ない人ですね。教官をなさった先生方にご存知だと思いますが、二回試験というのは特別難しい課題を出しているわけではない。基本法をしっかり学び、真面目に修習を行えば通る試験です。その試験に3回落ちるとするのは、基礎的な力がないと言わざるを得ない。その意味では、司法試験に通ったのが間違いだったと言ってもいいかもしれません。

**龍岡** 今の試験は、かなり理解力、分析力、応用力がないと、単に知識を詰め込んだだけでは通らないようになってるじゃないですか。

**河合** しかし、現実にそういう力のない人が司法試験に通っているんです

ね。予備校の影響かもしれません。

**龍岡** ちょっと先へ進めて、法科大学院では、それぞれに工夫しながら精一杯努力をしていると思うのですが、法科大学院での教育の仕方、指導の仕方について、感じられているところ、改善すべき点など、教官から見たところを聞かせてください。

**河合** 先ほども出てましたが、学者が教えるものと、実務系教員が教えるものと、だいぶ乖離があり、学生にかなり混乱がみられるようです。その混乱が解消されないまま、修習に来てしまう。

**龍岡** 私は、混乱させてもいいんじゃないか、その混乱の中から自分なり考え、理解していくということが大事であり、それでいいのではないかと思っているのですが、やっぱりそれを解消できず、混乱した状態のままになっているのですかね。

**河合** おっしゃる通りで、本当はいったん混乱してですね、その上で自分の頭で考えて、整理して、自分なりの思考体系を作るとというのが理想だと思いますが、混乱したまま修習に来てしまっている。合格者数が増えたとはいえ、司法試験に受かって来る人はそれなりの能力を持っている人だとは思いますが、全般的に見ると、自分の頭で考えて自分の考えを整理する能力は、かつての修習生と比べるとあまり高くないと感じています。その原因の一つは、コンピュータの発達にあると思われれます。文献や裁判例を検索すれば簡単に情報を入力でき、その情報を、コピー・アンド・ペーストじゃないですが、そのまま取り込んでしまう。自分で考えなくても、検索で答えが出て来てしまうんですね。修習生はそういう情報収集能力はものすごく長けています。ところが、ちょっと目先を変えて、検索しても答えが出てこないような問題を課すと、急にできなくなってしまいう修習生も少なくないですね。それは自分の頭で考えて、未知の問題に対して基礎から遡って考えるという訓練ができていないからだと思います。

**龍岡** 混乱させっぱなしではいけない。

**河合** ええ。我々法曹というのは、自分の頭で考えて自分で問題を解決するという能力が一番必要ですから。そういう訓練がロースクールで十分できているか若干疑問に思う修習生もいるわけです。

**龍岡** そういうことで、法科大学院では一生懸命やってるつもりなんですけれども。

**栗原** その具体的な解決を自分で考えろということは一番大事だと思いますし、実務家教員の多くは、そのことを強く意識して授業に取り組んでいる。しかし、実務家教員だけが授業を担当しているわけではなく、研究者教員も担当するいろんな科目もあるし、それらを全てクリアし、単位を取得しないと、学生としては、法科大学院を卒業して司法試験を受ける資格を手に入れることができない。実務家が全分野を受け持っているんだったら、徹底できるんだけれども、実務家だけで全分野の指導ができるわけでもない。その辺のこともあって、ちょっと徹底しない点があるような感じは受けていますね。

**河合** 研修所からも、ロースクールに対して、研究者教員と実務家教員が連携して、上手く共同する形で授業ができたら好ましいというメッセージを出し続けているんですが。今日のお話を聞きますと、なかなかそこら辺が、現状としてもまだ解決されていないように思われます。ロースクールは実務家を養成する機関であるということ意識して、特に研究者教員がもっと変わらなくてはいけないのではないかという感じを持ちます。

**金山** その点なんですけど、研究者教員の方は、学問の独立とか自由とかいう意識が強くて、教科内容を共通にすることに対するアレルギーとか抵抗が強いように感じます。私のところは、特に刑事関係は、刑法にしても刑訴にしても、授業の内容、それから試験についても、先生方が集まって協議をしてかなり上手くいってると思うんですけれども。

**栗原** 大きいローは、複数の担当者がいて、研究者教員も実務家教員もいるのだから、同じ科目を教えるについては、教員同士が、司法研修

所において事前に教官が集まれて、どういう視点でどういう項目をどのように教えるかなどの「事前打ち合わせ」をなさっておられるように、やらないといかんのではないかと、というふうに言っているのですが…。研究者教員は、研究が本来の職責ということなのでしょうか、研究重視という感じを受けます。教育も義務だから、最少限はやるが、それでいいのではないかと。授業の内容や進め方なども、各自の考えでやればいいのではないかと、そのように思わせるような姿勢ではないでしょうか。皆がそうだとは言いませんが、こういうような感じを抱かせる向きがあり、それでは、あまり成果が上がらないんじゃないかという感じを受けて仕方がないです。

那須

先ほど、学生が混乱するという話がありましたが、私自身いつも悩むのは、授業の仕方について、例えば授業でレジメを作りますよね。レジメを作るときに、一つの問題について、事細かなレジメを学生に配るという方法をとることもありますが、果たしてそれでいいのかどうか。むしろ学生は、ただでさえ情報量が多い。そういう中で、細かいレジメで、ある論点についてA、B、C説というような細かいものを与えても情報過多になってしまって、混乱してしまうのではないかと。また、そのようなレジメを与えて、そのレジメに沿って授業をやれば、それで安心だっという傾向が、もしあるとすれば、それは問題ではないかと。これは自分自身に対する反省も含めてなんですけど。例えば、先ほど言いました、刑訴法総合演習では、教材の中で、具体的かつ詳細な事例を課題として与えられてるわけで、この事例を解決するためには、どこが一番大事なのかっていうことを、あらかじめ各自から提出されたレポートを中心にして、ずっと学生に考えさせていくとかですね。そういうやり方をしないといけないんじゃないか。学生はボンと厚いレジメを与えられると、それに惑わされてしまって大変になる、肝心の自分の頭で考えるという大切な姿勢がともすれば希薄になってしまうように思うんですよ。そんなことで、試行錯誤で授業を行っ

ているというのが実情です。

**龍岡** 学生のほうは、そういう詳しいのを歓迎するところがあるんじゃないですか。

**那須** そういうところがあります。授業の評価アンケートを見ても、レジメの活用は適切でしたという項目について、私はあまり細かいのは与えてないことが多いものですから、そういうのはあまり評判がよくないような感じもしますけどね。

**栗原** 今那須さんも言われたのですが、そうやって、同じ科目を、実務家教員がやり、研究者教員がやるという実情ですね。そうするとね、クラスが違うんだけど、我々の実務家教員の授業を傍聴させて欲しいと言って来る学生がいる。両方の授業を受けたら混乱するんじゃないかと思うけれども、やっぱり何か、研究者教員の授業だけでは安心できないというようなところがあっただけか、我々実務家教員の授業を傍聴したいというようなことを言うて来る、こういう学生もいます。わりと優秀な学生の中に、そのような者もいますね。

**那須** 研究者の教員の方々が、ある程度理論にウェイトを置いて授業するっていうこと自体は、決して悪いことではなく、むしろ当然のことだと思います。研究者、実務家を問わず、問題はその教え方にあるのではないのでしょうか。私自身は、教育現場に身を置くのは初めてのことであり、いろいろと教え方を日々工夫していくという努力を重ねることが最も大切なことではないかと考えて、日々悪戦苦闘しているというのが実情です。

**龍岡** 学習院では、教員がお互いに授業を参観することをしてしています。私は、主として研究者の教員の授業を参観させてもらいましたが、非常に教え方が上手いと思いますね。理論的に広汎で深くしっかりしたものを持っておられるから、非常に明快な説明をされる。学生にとって、非常に分かりやすい授業をしておられるような気がしました。しかも、法科大学院ということで、実務の観点からということ意識しながらやっておられ、教えられることが多かったように思

います。

- 栗原** 龍岡先生のところには素晴らしい先生方がおられるんですね。
- 那須** 関西大学でも、学習院と同じく、教員相互の授業参観を、各学期ごとに1回ずつ、組織的におこなっていますが、これは私自身としても大変参考になります。
- 川上** 早稲田でもFD活動、教員研修の一環として年2回、春学期と秋学期に教員同士の授業の相互見学をやっています。私は専ら研究者教員の授業を、刑事法に限らず、民法、民訴法等たくさん見学しましたが、やはり学識の深さや教授のうまさなど、教わるところが非常に多かったと思います。
- 【廣瀬】** 従前の前期修習まで教えるという法科大学院の役割、合格即実務修習にいくという現実を踏まえ、司法試験合格だけでなく、司法修習でも困らない力をつけてやりたいと、実務科目はもちろん、演習等でもそういう観点からの問題を取り上げ努力していますが、ついてこれない学生が多く、それが多数派になって文句をいうので困っているところです。
- 【仲家】** 福岡大学でも、他の教員の授業を見学するというを組織的に行って、私も見学しましたが、刑法の先生の授業は、学生に考えさせながら進めるのがうまくて、本当に勉強になりました。ただ、私自身の経験が浅いこともあって、授業の進め方をめぐって研究者教員と意見交換するということまでは行っていません。全体的にも、実務家と研究者の間にはまだ遠慮があるように見受けられます。

## 5 授業と学生

- 龍岡** 授業の進め方や内容などに対する学生の反応等はどうでしょうか。
- 那須** 今学生が一番関心持っているのは、この授業は本試験で役立つ授業なのかどうか、基本科目も発展科目も含めまして、そういう観点から授業について見ているように思います。エクスターンシップ、刑事模擬裁判、法廷傍聴などが、本試験にどれだけ役に立つのかとい

う観点から、これは受けるべきかどうかということ聞かれることがあります。そのときに、いろんな答え方があるとは思いますが、「役に立たないことは決してない、大いに役立つはずだ。だから、模擬裁判にも積極的に参加してほしい。ただ、やはり貴君の優先順位もあるだろうから、まず本試験に役立つような基本科目をしっかり、基本的な枠組みから理解することから始めるのも大切だね。」などというふうにあいまいな答え方しかできないのが正直なところです。その点に関して、先ほど、河合さんが、合格している未修の中には、最初はごちないけども、そのインセンティブって言いますかね、志向が強いから1年経ちますとかなり力がついて、旧試験組にはないような優れた法曹として送り出せるんじゃないかという、非常に心強いお話をされていましたが、それでは、司法試験の問題自体が、未修、既修を問わず将来の法曹のために役立つような試験問題になってるのかどうか、そして、それを踏まえた我々の法科大学院の授業が、目だけのことじゃなくて、将来の法曹を目指した授業内容となっているのかどうか、が大きな問題だと思います。しかし、現実には、特に私の大学では、合格者の数が減少していき、まず、試験に合格させることを第一に考えていかざるを得ない。そこに重点を置いて指導していかざるを得ない。学生にとっても、やっぱり合格するかどうかが一番の関心であり、基本科目以外のその他の授業にはなかなか熱が入らないという傾向があるように思います。その辺のところやっぱり今、法科大学院の授業のあり方などとして、一つの大きな問題のように思います。

河合さんにおうかがいしたいのですが、教官の立場から見られて、その辺のところどう考えておられるか、これを是正するためには何かいいお知恵がありましたら聞かせてください。

河合 私が答えるには難しい問題ですが、司法試験の問題がかなり長文の事例問題になっているわけです。刑事系の問題に関して言いますと、未修者にとって、ロースクールの勉強であれを解答するというのは

相当な能力がないと難しいというのが私の率直な印象です。今年は過失の問題で、ロースクールではあまりやってないところですかね。

栗原 一応、やってはいますけれどもね。

龍岡 過失は実務から見ると、事件も多いし、大事なところだから、結構力を入れてやってるんですが、学生はどうも司法試験では出ないと決めてかかっているのが多いような気がしましたね。

河合 既修、未修の関係で前から言われているのは、未修者にとってみると、今の司法試験の問題というのは、法律を勉強する期間が短いだけに、かなり厳しい試験になっているのではないのでしょうか。

龍岡 私はできるだけ広くいろいろな科目を取って勉強していく方が、結果的にはいい、将来的にもいいと思うんですけど、現実の問題として学生の方からすると、非常にたくさんのを勉強しなきゃならないのに、時間が限られている。となると試験科目優先ということになってくる。これはある程度、やむを得ないんだろうと思うんですよ。しかし、そうではなく、法科大学院を作ったからには、何とか本来の在り方に持って行けないだろうか、ということで、試験科目以外に英米法とかいろいろな科目が用意されているのですから、これらもじっくりと勉強させてあげたいという気がしています。

河合 司法試験の問題は、一つ一つの科目をみれば、非常にいい問題、よく考えられた問題ですが、これを全部こなすというのは、学生にとってみれば、相当に厳しいかと思われれます。2年あるいは3年でそれをクリアできるだけの能力を修得するというのは相当に大変だなと、常日頃、教官のなかでも話しています。

龍岡 それでも、未修で1回で合格していきのがいる。非常に頼もしいなと思いますし、そういう人がもっと出て来てくれるといいなと思います。

栗原 2回目、3回目の人も、そういう頼もしい能力を身につけて合格したということであって欲しいと思います。

龍岡 講義形式の授業と演習形式の授業とでは違うと思いますが、1ク

ラスの学生数については、どう思われますか。以前、私は、1クラス40人余りで刑事法演習をやったことがあります。複数人を1グループにして判例の研究発表をさせるなどの方式で、何とかやれると思いました。しかし、演習では20～30人くらいがやりやすいように思われます。演習以外に、学習院の科目で特色のあるものとして、数人の学生を相手にする科目があります。「起案等指導」という、課題を与えてペーパーを提出させ、それを基にコメントをし、ディスカッションをしたりします。少人数ですから、学生の予習の具合や理解度などをかなりの程度に把握することができ、一つのテーマなり、問題をじっくり議論をし、多角的な理解を深めるにはよい科目だと思います。

**栗原** 演習は、15人くらいが一番いいと思いますけどね。10人だったら、もっといい。実際には20人を超えており、30人というときもありました。

**【廣瀬】** 実務科目は、受験に役立たないといった皮相的な誤解が多く、困っています。実体法・手続法を先行させて教えていますが、実務科目を学べるころまで学力がついていない学生が多すぎるのが大きな問題です。演習の人数は、20人くらいにできれば理想ですが、教員の数から30人、40人で、うまくいかないのが現実です。さらに、科目が多く課題も多いせいもあると思いますが、目先の対応をする学生が多く、事例の課題などは、複数クラスだとすぐ「正解」が流布してしまうので一度しか使えません。授業内テストやレポートなどでも同様の問題が少なくありません。仕方がないので、予習させるために、毎回小テストをやっています。効果はありますが、こちらの負担が大変です。やればできるのに追い込まれないとやらない、しかし指導すれば伸びるといふ学生が多い。立教の校風もあると思いますが、指示待ち、自発性の乏しい学生が年々増えている気がします。大学まで一体どういう勉強をしてきたのだろうと思うことも多いです。

**龍岡** 先ほど那須さんが言及された、学生の授業評価アンケートについては、教える側の立場の者として、学生の受け止め方、視点なりニーズが分かって、授業の進め方等に参考になることが少なくないように思います。皆さんはどのように見ておられますか。

**川上** 早稲田では、学生に対して、年2回、春学期と秋学期に、「授業アンケート」をやっています。学生から見た授業の内容やレベル、予習課題の分量が適切など、授業を評価してもらうわけです。学生が自由に記載する欄もありますので、学生は様々なことを書いています。私も腹が立つような記述をされたことがありましたが、研究者教員の中にもアンケートを読むと腹が立つと言っている方がおります。こうしたアンケートを行う目的は、学生とのコミュニケーションツールとして使うためという位置づけをしておりますので、そうした使い方をすれば、先ほどの詳しいレジュメの話ではありませんが、教員の真意や授業の意義を正確に学生に伝えることができるのではないかと考えています。

**【廣瀬】** 学生のマジョリティの声を反映させるため、アンケートの回収率をある程度確保し、アンケートの趣旨を周知させることができれば、自由記述で無責任な批判やゴマすりを書いてくる者もいますが、大多数の学生の反応は、こちらの手応えともほぼ符合しており、授業改善の参考にある程度はなります。

立教では、最初是用紙を配り一定期間内に出させていましたが、回収率が上がらなかったのもので、各授業担当教員が最終授業内で5ないし10分時間をとって記入させ、回収は学生に任せるようにして回収率は相当に改善されました。各授業担当者に結果を戻して、今後の改善策や反論等を記入してもらう形でフィードバックしています。

## 6 司法試験と法科大学院

**龍岡** 新司法試験についてはどのように感じておられますか。

**栗原** 試験の在り方と関連してなんですが、ある意味、基本的なことになるのかと思いますが、ロースクール生が全国で6000人ぐらいいるでしょう。司法試験に通らないで、2回目、3回目と受ける者がいて、願書を出した者が1万2000人、実際に試験を受けた者が8000人ぐらいということですが、法曹に相応しいのは誰かをセレクトする試験として、ちょっとハードルが高すぎる、特に未修者にとってハードルが高すぎるんじゃないかという問題もありますね。現実には2000人ぐらいしか通らない。翌年再度受験して通るにしたって、結局は、半分以上の人がロースクールへ入ったんだけど、法曹にはなれない。そうなった人が、どこへ行くのか。私は、こっちの問題の方がずいぶん大きいんじゃないかという感想を強くしています。ロースクールには、法曹を目指して入って来ているんだけど、全部が法曹になっていけるわけではない。そういう状況の中で、法曹へ進めない人たちがモラルハザードを起こさないように、ちゃんとした社会人として巣立っていくというようなことでないと、本人たちにとっても、社会にとっても、大きな損失となる。では、ロースクールは一体どうしたらいいのか、この問題は、看過できない。「司法試験を合格できなかったお前らは落伍者なんだ」と、こういうレッテルを貼って社会に出すわけにはいかない。このことが非常に大きな問題になって来ている感じがしています。

そのような状況を踏まえて、法科大学院の関係者としては、どう取組めばいいのか。那須さんとも意見を交わしながら、教職員にも働きかけるなどして、いろいろ取組みを進めようと努力していますが、そんなことは全体的な制度の問題であり、個々の法科大学院において取組まなければならない課題ではないという考えも根強く、教職員、とくに教員の皆さんの積極的な協力を取り付けるについては、まだまだ努力を要するというのが実情です。しかし、新司法試験を受験して法曹になることは諦めたが、法科大学院で学んだことを活かして、裁判所事務官、国税庁や府庁・県庁・市役所の職員な

どの公務員になり、生き活きと活躍している卒業生も少なくありません。また、企業の法務部などに入り、ロースクールで習得した力を評価され、意欲的に活躍している人もいます。そこで、そのような先輩もいるということを在學生や卒業後も受験に挑戦中の諸君に知らせることは意味のあることだと思い、そのような先輩諸君の協力も得て、先般、体験発表の機会を設定してみました。広報の時間不足という事情もあり、出席者は20名程度でしたが、後で会のことを聴いて、出席したかったという者も相当数ありましたし、出席者に対するアンケートの結果を見ましても、早くこういう体験談等も聞きたかったということでもあり、好評ではあったと思われ、那須さんも私も、更にこの種の取組みを進めていきたいと思っています。皆さん方の法科大学院では、そのあたりの事情はどうでしょうか。

**川上** 早稲田ではロースクールを卒業して新司法試験を受験する前に国家公務員のⅠ種試験をすべり止めに受験する学生が、人数は分かりませんが、一定数いるようです。それから、先程来より各法科大学院からお話が出ていましたが、学生はどうしても新司法試験の合格ということが自己目的化しがちで、早稲田の学生もその例に漏れないのですが、教員はそここのところはやせ我慢をして、学生の目先のニーズに反しても、法科大学院の使命にのっとった理想の教育をすべきであるという点では一致しているように思います。

**金山** 結局試験に通らなかった人が相当数どうしても出てくるとなると、旧司法試験の悪いところと似たような状況が、また生じてきているみたいな気がするんですよ。本当はそれを解消するために作った制度なんですけどね。

**河合** 旧試験が終わり、予備試験制度が始まります。補完的の制度とありますが、実際ふたを開けてみると、どうなりますか。

**栗原** 再度よそのローに入ったという者も出てきているのでしょうか。

**龍岡** 今年あたりから、3回受験して不合格となった、いわゆる三振した

人が出てきており、別の法科大学院を受験する例もあるようですが、これについてはどうお考えでしょうか。

**栗原** そこまでしてでも新司法試験に挑戦したいという気持ちは大したものだと思いますが、新制度としては、元々想定していないのではないのでしょうか。そのような人を別の法科大学院がすんなりと受け入れられるかどうか、予備試験の制度があることをも考え合わせると、一般的には疑問が多いと思います。

**【廣瀬】** 試験問題は、刑事系に関する限りよくなっていると思いますが、さらに改善の余地があると思います。立教は、全体の人数が少なく、頑張る学生はより少ないので、良く通って来る学生には、卒業後もボランティアで指導する機会があります。学生の顔が見え、人によっては家庭の事情も知っているので、三振には複雑な思いがあります。最近では、相談を受ければ、学力や適性をみて転進も進めています、転進先を保障してやれないのもつらいところです。

**【仲家】** 龍岡先生の問題提起は、福岡大学でも深刻です。司法試験の合格率がさほど高くないので、三振する者、三振を恐れて受験を控える者、さらには進級や卒業ができない学生もいます。ただ少数ですが、裁判所事務官や司法書士になる者も出て来ているようです。国家公務員の採用試験が変わり、法科大学院卒が採用される可能性も高くなってきつつあるそうですので、受験資格年齢のこともありますが、司法試験以外の選択肢も考えてよいのではないかと考えています。

## 7 学期末試験、学年末試験と成績評価

**龍岡** 法科大学院の成績評価、合否判定は厳格にやらなければならないわけですが、学期末、学年末の定期試験も、最近では1回で、再試験をしないところが多くなっていると思います。学習院も、新入生から再試験は廃止しています。1回の試験で合否を決めることの難しさもあるように思われ、中間試験をやるところが増えてきてるようですが、皆さんのところではどうしておられますか。

- 河合** 中間試験と期末試験は、どういう具合に見るのですか。
- 龍岡** 教員によるのですが、期末試験が7、中間試験が3、といったあたりが多いのでしょうか。
- 【廣瀬】** 立教も再試験は廃止しました。定期試験と平常点（中間テスト、小テスト等を含む）は7：3が原則ですが、1割は担当者の裁量を認めるので、私は刑訴では6：4にしています。
- 【仲家】** 福岡大学も、必修科目のほとんどは、定期試験7対平常点（中間テスト、小テスト）3の割合で配点しています。1年次生の刑事手続論（刑事訴訟法の基礎講座）について、去年は中間テストを3回やりましたが、今年は、ほぼ毎回、予習範囲についての小テストをしています。小テストの合計点を全体の3割に換算するつもりです。

## 8 実務家教員について

- 龍岡** 実務家教員についてですが、司法研修所も派遣教員のために支援をしておられ、法科大学院との交流もやっておられるようですが、まだ一部にとどまっていますよね。
- 河合** 裁判官が派遣されているところにはいろいろな支援をしています。
- 龍岡** 裁判の現場としてはたいへんでしょうが、私は、中堅あたりの現役の裁判官がもう少し派遣されるといいなと思っています。
- 河合** 裁判官の数があまり増えないですから…。
- 龍岡** 検察官に比べ、裁判官が法科大学院に派遣される数は相対的に少ないように思います。
- 栗原** 元裁判官のもう1つの悩みは、合格者から任官についての相談を受けることがあり、その相談にどう対応するかということです。先日も、今年受かった女性から裁判官になりたいから、私に、状況を聞かせて欲しいと言われました。しかし、法科大学院の教員としては、裁判官OBであっても、最近の任官者の採用基準も、修習生全体の中で本人がどのような位置にいるのかということも、把握できませんので、どのように話してやればよいのか、難しい。一生懸命勉強

やんなさい、やっぱり成績が大事だからってね、そんなことくらいしか言えない状況です。

**龍岡** そうですね。私は、成績はいいほうがいいに決まってるけど、成績がすべてではないだろうから、やる気があるなら挑戦してみなさいなどと言っています。

**岩瀬** 私も、起案を大事にしろくらいのことは言っていると思いますね。

**河合** 希望者が多いですからね。

**【廣瀬】** 制度改革が激しいので、現場の中堅裁判官の情報は是非必要ですし、学生のモチベーションを上げる意味でももっと派遣が緩やかにできるとよいと思います。また、上位校でなくても任官に向いている学生もいるので、連携を密にしてもらえればと思います。

**【仲家】** 福岡大学では、民事の中堅裁判官が派遣され、模擬裁判の指導や講評をいただいています。学生や教員の評判が高いそうです。ただ、派遣の時間をもう少し増やしていただければありがたいという声もあるようです。

## 9 法廷傍聴について

**龍岡** 法廷傍聴については皆さんのところはどのようにおられますか。学習院では、東京地裁にお願いして、3年生の1学期の必修科目の「刑事実務」の関係で、一回結審の単独事件を傍聴させ、2学期の「刑事法総合」の関係で、裁判員裁判事件の傍聴をさせています。単独事件の場合、閉廷後、都合がつく場合には裁判官に質疑応答の時間をお願いしたりしています。

**金山** 私のところも、希望者を法廷傍聴に連れて行っています。単独事件の一回結審の事件を傍聴し、その後担当裁判官から説明を受け、裁判官室を見学しています。裁判官と直接話ができるというのは、効果が大きいようですね。

**川上** 早稲田では、毎年2月ないし3月の春休みに、秋学期の刑事訴訟法を履修した1年生を中心に東京地裁にお願いして法廷傍聴を実施し

ています。参加は任意ですが、例年参加する学生の人数が50名～100名と多いので、いくつかの法廷に分散して、一回結審の単独事件を中心に傍聴し、その後担当裁判官との質疑応答などもやっていたいただいております。

**【廣瀬】** 立教では、夏期集中講義で、模擬裁判を行います。その開始直前に、受講者（3年生・選択）と授業補助（2年生有志）全員を東京地裁の法廷傍聴に連れて行きます。更に、裁判官役は、もう一日、横浜地裁にも連れて行っています。都合が合えば裁判官との懇談、見学等もさせていただいて、学生にも好評です。傍聴だけをやったこともあります。模擬裁判のように具体的な目標がないと真剣さが違うようですし、日程の余裕もないので、今は、他の学生には自主的に傍聴に行くように勧めているだけです。

**【仲家】** 私は、2年生の希望者を引率して、福岡地裁に法廷傍聴に行っています。単独の一回結審の事件を傍聴し、時間があれば、裁判官や修習生との懇談をお願いしていますが、刑事手続の流れを知ることでもあります。実際に実務家が活躍する場面を見たり、修習生と会話をすると、勉強に対する意欲が高まるように思います。

## 10 司法修習生の就職活動について

**龍岡** 早々に採用内定を出している弁護士事務所が多く、司法試験に合格してから事務所巡りをしていただけでは遅過ぎる、ということを知ります。私も頼まれて、知人の弁護士に聞いてみたら、「何期ですか。」と言われ、「この秋に修習修了予定の者ですが。」と言うと、「ああその期は1年前に決まっております、今募集しているのは次の期です。」と言われたことがあります。出身法科大学院による格差もあると聞きます。

**栗原** 早々に事務所が内定しているということは、安心して、修習に励むことができ、任官のための試験勉強もできるということなんだろうと思います。しかし、現実には、そんなに簡単には内定を得られない

状況であり、相当な就職難ではないでしょうか。私どものローを卒業した63期生の場合も、二回試験が終わるところになっても、まだ半分位しか決まっていない。もう64期生の就職活動が始まっていて、そっちの方が早く決まっている者もいるという状況です。採用する側においても、少し大きい法律事務所では、1人を採用すると広報したら、もう50人も60人も応募して来るということが多いらしいですね。事務所では、その全員に対して面接を実施するのは大変なので、まずは書類選考をする。事務所会議でその選考をする際も、面接後に最終的な採用者を決める際も、みんなの意見が一致しないことが多いらしく、最後は、成績はどうや、どこのロー出身やということになって、そのようなことで面接を実施する者や採用者が決まるということも多い、そんなような話をいくつか聞いたことがあります。

**金山** 自分の郷里とか、女房の郷里、あるいは修習地など、地方に行けばいいといっても、キャパがないんですよ。

**龍岡** 地方で勤務した経験からすると、まだまだ受け入れ先はあるはずなんですよね。恐らく結構高望みをしたり、東京じゃなくちゃ嫌だとか、そういうこともあるんだろうと思います。

**金山** 法テラスもありますが、あそこは任期制ですから。

**栗原** 地方のゼロワン地域を何とかするために地方で弁護士としてやる。そのためにロースクールへ入りますということにならないんだろうか。

**金山** 無医村だとなかなかやらない。

**栗原** 奨学金を貰うのに応募するという場合には、そういうことを書いてくるけどね。

**龍岡** 事務所に就職できないということで、「軒弁」やいきなり開業するという「即弁」の例もあるということですが、何か危うさを感じます。新任の弁護士についての組織的な研修制度なども検討していかなければならないのではないかと思います。

- 【廣瀬】** 就職難は確かに深刻なようです。年が明けても、どこか紹介して欲しいと泣きついてくる司法修習修了者が最近出てきました。最近、法テラスの理事をしています。もっと枠を広げられたらよいと思いますが、対弁護士会の問題がありますので容易ではありません。
- 【仲家】** 就職状況は福岡でも年々厳しくなっています。かつては、福岡市内にこだわらなければ事務所探しもそれほど難しくはなかったのですが、ここ数年は、小倉を中心とする北九州地域や久留米を中心とする筑後地域でも「イソ弁」の募集が少なくなっています。司法試験の合格発表の翌日から「就活」という話も誇張ではなくなりつつあるようです。

## 11 法科大学院の展望と課題

- 龍岡** 最後になりますが、法科大学院については、統廃合論もあるなど、厳しい状況下にあるといえますが、これからの法科大学院の在り方、課題などについて、お話ししたいと思います。
- 川上** 法科大学院が発足して丸6年が経過しますが、この制度は、9年前の司法制度改革審議会の意見書に述べられた司法制度改革の3本の柱の一つである「司法制度を支える体制の充実強化（司法制度を支える法曹の在り方の改革）」の中核である「新しい法曹養成制度」としてスタートしたことはご案内のとおりです。しかし、10年内に毎年3千人ずつ法曹を増員するという当初の計画の見直しがあるなど厳しい状況にあることも先ほどご指摘があったとおりだと思います。それでは、新しい法曹養成制度の中核を担う法科大学院制度を含む今般の司法制度改革を所期の目的どおり成功させることができるか、この改革の途の半ばで頓挫するか、それは教員である我々のもとより、そこで学ぶ学生の意識や努力に負うところが大きいのではないかという感じがいたします。個人的な話で恐縮ですが、私が司法研修所におりましたときは、ちょうど旧司法試験制度の後半に近い、毎年合格者が50人とか100人単位で増加するという時期で

した。しかし、旧制度の下ではいくら合格者を増やしても、法曹として本当にふさわしい人材が法曹の門をくぐってきたのかと言えば、そうではないように思われます。学部の授業に出席しないで予備校本を丸暗記し、予備校の答案練習で受験技術を磨いてきただけとしか思われなような修習生が少なからずいたように思います。しかし、新しい法曹養成制度は「プロセスとしての法曹養成」を謳い、法科大学院はその中核に位置付けられています。これまでお話に出ていたいろいろな問題や課題を抱えつつあることは否定できませんが、何とかしてこの新しい制度を信頼できるものとして定着させるべく微力を尽くして生きたいと思っております。

**栗原** 私は、法科大学院の制度は、試行錯誤を経由してでも、是非成功させたいと思っています。その基本的な視点からいえば、法曹養成のプロセスの一翼を担うという法科大学院でありますから、在学生に対しては、法曹として実務を処理していくのに必要な資質や能力を身につけることにつながる実践的な教育を実施していくことが望まれると思われるのですが、その点についての法科大学院側の取組み、とくに教員の取組みには更に工夫を要する点がある、その問題が一つあると思います。また、一方で、法科大学院としては、卒業生を新司法試験に合格させ、法曹界へ送り出すことが求められるという厳しい現実もあります。当然のことではありますが、入学してきた者は皆新司法試験の合格を目指す、法科大学院としても、どれだけ多くの卒業生を新司法試験に合格させることができるかということが大きな課題となる。合格者が少ない法科大学院は、社会的にもあまり評価されないという状況になり、新司法試験の合格者数だけが大きく取り上げられ、皆、一喜一憂する。そのために、司法試験の授業に直結しない授業などは不人気となり、新司法試験の合格対策だけが強調され、法科大学院の授業だけでは不足であるということで、教員以外のスタッフによる補習体制や予備校の出番となる。これでは法科大学院を創設した趣旨が没却されかねないという危機

感があります。しかし、これは、法科大学院の制度自体の問題ではなく、その運用に当たって、新司法試験の合格予定者数をはるかに超える数の者を入学させてしまっているという運用の在り方が問題の根幹だと思います。当初の定員設定の下で制度の運用を開始したのは、法科大学院を卒業し法的思考の能力や素養を身に付けた多くの人材が法曹界以外の分野にも数多く進出していくことが期待されていたからとも思われるのですが、現実はそのようにはならず、司法試験の合格者数も2000名前後で推移しているということもあり、司法試験との関係だけが注目される歪な現況になってしまったと思います。時間が掛ることとは思いますが、それらの問題状況を是正し、法科大学院の制度を本来の良い制度に育て上げていきたいものだと思います。

那須

確かに、現在の状況は厳しいというほかではなく、大変な時期にめぐり合わせてしまったという感じがしないでもありません。しかし、制度設計の在り方という大きな問題ももちろんありますが、現場での授業を担当している者としては、まず、学生諸君に対する毎日の授業を大切に、日々努力を重ねて工夫をし、少しでも改善を図っていくことが最も大切だと考えています。これが全体としてうまくいけば、長い目で見て、法科大学院の在り方をより良い方向にもっていくことになるのではないかと期待しているのですが。

羽瀧

純粋未修者の3年間の学習で合格できる制度となるか、本試験問題の内容・難易度を含めて最重要課題であると考えます。私の周りに限られた個人的意見ですが、新司法試験の合格者の多くが、旧司法試験のころから受験してきた者、予備校で勉強した経験のある者、法科大学院は卒業するだけ、予備校で力を付けたという者で占められています。純粋未修者の合格者は殆ど見られません。すなわち、純粋未修者も択一には合格するが、新司法試験の論文式の問題について合格圏内に入ることがなかなか困難であるという認識です。大学院における学習で合格が保証されなければ、法科大学院制度は成

り立たないことは間違いないように思います。

**小林** 私は、地方のマイナーな大学の教員の立場で述べたいと思います。北海道には、まだ弁護士がいないか少ない地域が少なくありません。その点北海学園大学は、地元出身あるいは地元縁故のある学生が多数出願しており、かれらは司法試験に合格したならば地元に残る希望を持っています。北海道にはほかに北大があるわけですが、北大は全国の有名大学から受験者が集まってきており、いま言った点はそれほど期待できないと思います。その観点から、法科大学院制度、ひいては司法改革の趣旨を実現するため、何とか実績を挙げたいと思っておりますし、その兆しも見えてきております。

**龍岡** 法科大学院では、それぞれの法科大学院で、そして、認証・評価の制度や法科大学院協会の「共通的な到達目標モデル」の策定などにより、教育内容や方法等について、より一層の質的向上を図るための努力が続けられています。そのような中で、本日は時間の関係で十分論じることができませんでしたが、新司法試験の合格率や就職問題など密接に関連するものを含め、少なからぬ課題も抱えていると言えます。信頼される力のあるよき法曹を送り出すためにも、司法制度改革を推進する重要な柱の一つとして、できる限り制度趣旨を活かす方向で法科大学院を充実・発展させていくことが望まれます。学生諸君と日々接していて、大きな目標に向かって懸命に努力している彼らの努力が報われるように、なお一層の工夫と努力をしていきたいと思っておりますとともに、その一方で、もう少しゆとりを持って幅広く学ぶことができるようにさせてあげたいとの感も強めています。

**【廣瀬】** 色々、批判・問題はありますが、必要なことをきちんと学んで法律実務家になっていくシステムとしては、法科大学院は決して悪くないと思います。法科大学院で真面目に学んだ学生は、旧試時代の授業も聞かずに合格したような人たちよりも学力も実務の基礎も付いているはずだと思います。問題は、合格率の低さや定員の問題から、

2年・3年で司法試験を目指すだけの意欲・学力のない、いわば制度にミスマッチな学生が増えてしまっているのに、それに対する対応策がとれない制度になってしまっていることだと思います。是非、制度全体の改革をして発展させていくべきだと思っています。

**【仲家】** 新司法試験の合格者数が当初の方針どおり増加せず、合格率が伸びないという状況の中で、法科大学院の統廃合が現実的な問題となりつつあります。この問題が、応募倍率や司法試験合格率、合格者数という面だけの議論になると、地方の小規模大学院の多くが統廃合の対象になると思われます。教員になってよく分かったのですが、法律実務家を目指して法科大学院に入りたいという強い希望を持っているものの、家庭や経済的な事情で、地方を離れて中央の法科大学院には行けないという多くの学生がいます。地方の小規模校の多くは、応募者、入学者の確保に苦慮し、入学者のほとんどが未修者ですが、その分教員が手塩にかけて育て上げ、実務家の卵として送り出しています。知り合いの実務家に聞いた限りでも、地元の法科大学院を経て司法試験に合格した修習生、若手弁護士ともに、能力や志において他にひけをとらないということです。今後法科大学院の在り方を検討する上で、全国各地に法科大学院が存在する意義を踏まえていただけるよう念願しています。地方の小規模大学院が、教育環境を整え、教育能力を向上させて、本来の設置目標を実現できる存在になるべきはもとより当然です。

**龍岡** まだまだ議論はあろうかと思いますが、予定した時間も大幅に超えましたので、今回の座談会はこのあたりで終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

## コメント

戸松秀典\*

昨年の夏休み前だったと記憶しているが、龍岡資晃教授と法科大学院教育にかかわる話題を交わしているとき、裁判官仲間の法科大学院に勤めることになった者たちと、研究会をもっており、法実務教育についてもいろいろ意見を交わすことがあるとのお話を伺った。学習院法務研究所の主要な事業の一つが、法実務教育の在り方を研究することであり、その成果を本誌・学習院法務研究に掲載することを使命としているので、私は、お仲間のお考えを是非本誌に発表するようお取り計らいいただけないかとお願ひした。そのお願ひがこのような素晴らしい企画として実現された。座談会記事として取り纏めいただいた龍岡教授に、厚い感謝の気持ちをまず表明したい。

コメントを記すなどは、まことにおこがましいことのように感じながらも、龍岡教授からのご要請にお応えして、この貴重な座談会の内容について、少しばかり感想を述べさせていただくことにしたい。

私がかつとも強い関心を抱いたのは、座談会の皆さんが刑事裁判実務の経験を基に法科大学院生を教える過程で、研究者教員の教育姿勢をどのように見ておられるかということである。私の体験では、司法試験考査委員として司法研修所教官と接したとき、教官らはこぞって修習生への教育に完全に投入されておられることを知らされていたし、2004年に法科大学院が開始されたときの実務家教員の大学での日常はまさにそのとおりであった。本座談会でも、私の気にしていたとおり、研究者教員は、自己の研究のこととの均衡をとりながら、いや研究を重視しながら教育にあたっているとの印象を指摘しておられる。私自身のことをいえば、授業に手抜きをした覚えはなく、法科大学院授業に熱心に取り組んだつもりであるが、教育実践をしながらも常に自己の研究計画のことが頭にあり、その遅れが気がかりであった。他大学の研究者仲間も同様で、以前のように研究に時間を割くことができなくなったから、手っ取り早く仕上がる小作品の産出に方向転換していると寂し

---

\* 学習院大学法科大学院教授、学習院法務研究所長。

い口調で語ってくれた。そうであるから、研究者教員は、なぜもっと教育に力を入れないのかとのご指摘は、痛く受け止めなければならないのである。

法科大学院栄えて研究減ぶとの有名大学者のおことばに反映されているように、法科大学院での教育は、研究生活に多大の影響をもたらした。教員数を増したり、担当コマ数を減らしたり、教育と研究とにけじめをつけられるような休暇を与えたりといった制度改革が法科大学院の発足と同時になされていれば、上記のような実務家教員から奇異にみられる姿をみせることがなかったであろう。したがって、これは、本座談会でも厳しく指摘されている他の問題点と並ぶ制度設計上の欠陥である。

もう一点強い関心を抱いたのは、教育内容についてである。それは、実務家教員が考える教育内容と研究者教員の考えるそれとの違いのことであり、法実務からみて意義が疑われる教育内容のことである。本座談会の参加者は、刑事法分野の担当者であるため、この重点の置きどころの違いを強く感じておられるようだが、あまり露骨には指摘なさっておられない。このことについて、実務家教員と研究者教員との間で議論をしたり、同時に連携し合った授業をもったりすれば、よき進展がみられると思っている。実際に、その実践をした成果も紹介されている。また、法科大学院での実務家教員による教育内容にかかる問題指摘が、法律学の研究内容や方法に対するよき刺激となるのではないかとも思えた。

他に、法科大学院に入学してくる学生の質や学力レベルの低さについてのご指摘が目立つが、これには、日本の大学の学部段階における教育の在り方の問題に根源があると、私は捉えている。本座談会では、そこまでの言及がなされていないが、法科大学院での法曹養成教育の実践が日本の教育改革を促す源となればと期待したい。